

海外農業・貿易投資環境調査分析事業 [新規]

【354（一）百万円】

対策のポイント

農林水産物・食品の輸出拡大や食産業の海外展開の促進に向け、官民協議会や二国間政策対話等に加え、諸外国の制度・投資環境等の調査・分析や、民間企業等の新たな事業展開に係る支援を実施します。

<背景／課題>

- ・平成28年5月に取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、日本からの農林水産物・食品の輸出拡大や、我が国食産業※の海外展開を図っていくことが必要とされています。
- ・このため、グローバル・フードバリューチェーン戦略に基づき、官民協議会、二国間政策対話、官民ミッション等により、フードバリューチェーンの構築に取り組んでいくことが必要です。
- ・また、これらに取り組むためには、相手国における規制の実態や新たな事業展開の可能性の調査等の更なるビジネス環境の整備を推進する必要があります。

※ 食産業とは、農林水産物の生産から食品製造・加工、流通、消費に係る幅広い産業を指し、花き、種苗、農業関連資材、農業機械・食品加工機械など関連する産業も含む。

政策目標

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大
(7,451億円(平成27年)→1兆円(平成31年(平成32年から1年前倒し)))
- 海外におけるフードバリューチェーンの拠点構築などを通じた我が国食産業の海外展開の促進

<主な内容>

1. 官民協議会や二国間政策対話等の実施

農林水産物・食品の輸出拡大や食産業の海外展開に向け、有望な国・地域について、官民協議会、官民一体となった二国間政策対話や官民合同ミッションを通じ、相手国におけるビジネス環境の整備を推進します。

2. 諸外国の制度・投資環境等の調査・分析

相手国の基本政策・投資環境等の調査や、二国間政策対話等を通じた政策提言・課題解決のための相手国の制度の運用実態・過去の判例・根拠法令等の調査・分析を行います。

3. 民間企業等の新たな事業展開に係る支援の実施

民間企業等による相手国での食産業に関する技術の導入やインフラの整備に向け、新たな事業展開の可能性についての調査、マッチング会合の開催等、案件形成の支援を行います。

（委託費）
委託先：民間団体等

[お問い合わせ先:大臣官房海外投資・協力グループ(03-3502-5914)]